第五条　法第二十条第六項の規定により児童手当法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第七条第八項	第一項から第六項まで	第五項
	第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで	同項
附則第七条第五項	第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで	第十八条第二項
附則第七条第八項	第一項から第六項まで	第五項

第十八条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員（被用者でない者をいう。以下同じ。）」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の額に相当する額を」とあるのは「第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と、第二十八条第一項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第六項の規定により支給する費用の一部分をいう。）」と、第三十条中「この法律」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第六項の規定により適用するこの法律」	第十八条第二項
第五項	第十八条の見出し中「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付」と、同条第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「児童手当」とあるのは「特例給付相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第六項の規定により支給する費用の一部分をいう。）」と、第三十条中「この法律」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第六項の規定により適用するこの法律」	第十八条第二項

第六条　法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の規定を適用する場合における児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第六条から第九条まで（第七条の四及び第七条の十一を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで	同項	（児童手当法施行令の規定の適用についての技術的読替え）
第六条の見出し	法第二十条第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項
第六条第一項	法第二十条第一項第三号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第三号
第六条第二項	法第二十条第一項第四号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第四号
第七条	法第二十二条第二項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第二項
	法第二十条第一項第一号	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十条第一項第一号
第七条、第七条の八第一項並びに第二項第三号及び第四号並びに第九条	拠出金その他法の規定による徴収金	拠出金
第七条の二、第七条の三第一項及び第七条の七	法第二十二条第三項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第三項
第七条の二第一号から第五号まで及び第七条の八第三項第一号から第七号まで	法第二十二条第一項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第一項
第七条の五	第七条の二各号	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により適用する第七条の二各号
第七条の六（見出しを含む。）、第七条の八第一項及び第七条の九	法第二十二条第四項	平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する法第二十二条第四項